

事 務 連 絡
平成25年2月26日

公益社団法人全国老人保健施設協会 御中

厚生労働省 老健局 高齢者支援課
振興課
老人保健課

地域における介護労働懇談会への参加等に係る協力依頼について

介護人材の継続的な確保、定着、育成を図るためには、都道府県等の行政機関等と地域に多く存在する介護関係機関等の連携が必要です。

このため、厚生労働省職業安定局と職業能力開発局においては、都道府県における介護人材の確保等の取組みの一助になるものとして、平成25年度から地域（都道府県）ごとに、地域における介護労働に関する多くの機関を集めて、各構成員相互の支援、情報交換、議論を行うための会議体（「介護労働懇談会」）を設けるための準備をすすめているところです。

「介護労働懇談会」では、都道府県労働局（公共職業安定所を含む）、地方公共団体、介護事業主団体、専門職団体、教育訓練機関、社会保険労務士等の専門家のご参集をお願いし、各構成員相互の支援、情報交換、議論を通じて地域の介護労働者の雇用管理改善、地域の介護事業主への総合的な支援を行うとのことであり、その活動内容等は別添のとおりです。

介護労働懇談会の事務局は、各都道府県にある、介護労働安定センター支部（所）が行い、介護労働懇談会を構成する機関等との連絡調整等を担うこととしております。

つきましては、厚生労働省職業安定局、職業能力開発局又は介護労働安定センターから、介護労働懇談会の活動内容の説明や参画の依頼があった場合には、積極的な参加についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

介護労働懇談会 制度概要

1 介護労働懇談会の目的

安心して働くことができる介護事業所の職場作りを支援することにより、介護分野の人材確保及び定着を図るため、地域において、介護労働関係機関等から構成されるネットワークを設置し、相互の施策、事業に対する理解の促進、情報交換・共有、地域の実情に応じた役割や分担の検討等を行う。

2 構成員（予定）

(1) 行政機関等

- ア 都道府県労働局、公共職業安定所
- イ 都道府県（福祉関係部局、能力開発関係部局）
- ウ 介護労働安定センター（都道府県名）支部（所）

※介護労働懇談会の事務局は、介護労働安定センター支部（所）が行う。

(2) 介護関係団体

- ア 都道府県社会福祉協議会（福祉人材センターを含む）
- イ 介護団体

(3) その他関係機関等

- ア 介護分野の教育訓練施設等（養成施設等）
- イ 介護労働に係る専門家
- ウ 介護事業主
- エ 労働組合
- オ （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県センター
- カ 各支部（所）の実情に応じて参画を必要とするもの

3 事業内容

- (1) 介護事業所の人材確保、雇用管理改善、能力開発等に係る情報交換・共有、地域の実情に応じた役割や分担の検討
- (2) 合同面接会、「介護の日」などにおける協力
- (3) その他

4 開催頻度

必要に応じて随時開催する